

パブリックコメント集約意見及び市の考え方

【意見区分】	
A:ご意見を受けて加筆・修正したもの	3件
B:ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの	5件
C:現行案とおりとしたもの	10件
D:案に関連する質問など	93件
計	111件

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	LINE利用に関して	<p>今月の広報あんじょうに LINE公式アカウントを友達登録すると抽選で2000円分のAmazonギフトカードが当たるキャンペーンが掲載されていました。 スマホを使用していない個人にはキャンペーン自体に参加する事もできないため一部の人々への税金のバラマキでな無いでしょうか。</p> <p>こんな事に大事な市民税 20万円 プラス諸経費分 使わないでいただきたいです。</p> <p>そもそもLINEに関しては政府も LINE利用でガイドラインにて機密・個人情報を扱わないよう確認しているにも関わらずなぜ安城市は使用を市民に薦めるのでしょうか。 すぐに行政に関する事案でのLINE使用を停止にし個人情報の保護に努めていただきたいです。</p> <p>電話、窓口、ホームページで充分です。</p>	本計画案の内容に関しないご意見であるため計画案への反映は行いませんが、市へのご意見として承させていただきます。	—	D
2	1頁 第1章 計画の策定にあたって 1-1 計画策定の背景と趣旨 (1)本市の地域福祉計画の変遷	<p>「本市では、平成16(2004)年度に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念とした「第1次地域福祉計画(平成17(2005)年度～平成20(2008)年度)」(以下「第1次計画」という。)を策定し、市と安城市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の協働による地域福祉の推進体制を定め、町内福祉委員会や地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の役割を明確にしました。その後、平成20(2008)年度には市社協の地域福祉活動計画と統合する形で「第2次地域福祉計画(平成21(2009)年度～平成25(2013)年度)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、さらには、「第3次地域福祉計画(平成26(2014)年度～平成30(2018)年度)」(以下「第3次計画」という。)、「第4次地域福祉計画(平成31(2019)年度～令和5(2023)年度)」(以下「第4次計画」という。)を策定し、これに基づき地域福祉を推進してきました。」との記載があります。</p> <p>本市における「地域福祉」が計画的に着実に実施されてきた変遷してきたことは理解できますが、多くの住民は自らが福祉サービスを住受ける立場になるまでは地域福祉に関する関心は希薄ではと思いますので、十民への「地域福祉」の広報に努めていただきたい。</p>	情報を必要とする人に適切に届くよう、広報に努めます。	—	D
3	1頁 第1章 1-1 (2)本市の地域福祉活動	<p>「平成9(1997)年度から概ね中学校区ごとに地区社協を発足させるとともに、町内会・自治会(以下「町内会」という。)を中心に民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)や老人クラブ、ボランティアなど地域の福祉関係者や福祉団体などが協働する町内福祉委員会を地域福祉活動の中心的組織と定めました。その後、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、サロンや昼食会などの「ふれあい交流活動」「介護教室等の学習活動」「福祉マップの作成」「地域での見守り活動」といった様々な小地域福祉活動が地域の実情にあった方法で取り組まれてきました。また、孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成23(2011)年度から平成24(2012)年度に「地域見守り活動モデル事業」を実施し、平成25(2013)年度からは「地域見守り活動推進事業」として、市内全域での展開を進めてきました。その結果、平成28(2016)年度には、市内全町内会において町内福祉委員会(一部連合設置があるため76町内福祉委員会)が発足しています。」との記載があります。」との記載があります。</p> <p>本市の地域福祉が町内会及び町内会福祉委員会を核に勧められ、他市の模範とされる活動であることをシティープロモーションとして、他市の住民に向けて積極的に広報していただきたい。</p>	ご意見の内容について、本計画の啓発とともに広報に努めます。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
4	2頁 第1章 1-1 (3) 地域福祉を取り巻く課題	<p>「高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が本市においても無縁とはいえない状況です。また、都市化による地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄になり、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立化や児童虐待などの発生が憂慮されています。」との記載があります。</p> <p>「孤立死」「子育ての孤立化」「児童虐待」等の用語はかなり住民に浸透してきているとは思いますが、「老々介護」「認認介護」よい用語はまだまだ住民委は認知されていないのではと思います。以前、安城市自治条例が住民に全く認知されていないとの指摘を受けて回覧板への記事掲載により、周知が図られたように「地域福祉」の現状や課題や施策を積極的に広報していただきたい。</p>	本計画の啓発を含め、掲載する用語についても広報を図ってまいります。	—	D
5	2頁 第1章 1-1 (4) 新たな地域福祉計画の必要性を目指すもの	<p>「こうした様々な社会環境等の変化に伴う新たな課題や法制度に対応するため、第4次計画の見直しを行い、「第5次地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。大規模災害や生活環境の変化によって、すべての人が支援を必要とする可能性があります。また、地域福祉を取り巻く課題は、8050問題のような複雑かつ複合的な地域生活課題、制度の狭間の課題、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、家族や地域のつながりの弱まりなど、多くの課題が顕在化しています。そこで、本計画では、重層的支援体制整備事業を実施することにより、これまで本市で一貫して進めてきた「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」を目指します。そして、これによって、「誰一人とり残さない“包括的な支援体制”」を整備し、「地域共生社会」を実現していきます。」との記載があります。</p> <p>「重層的支援体制整備事業」とのことですが、この事業は第5次からはじめて実施される事業でしょうか、以前から実施されていた事業でしょうか、回答していただきたい。</p> <p>また、地域福祉の新たなキーワードは、縦割りの施策を「重層的支援体制」に整備し、実施していくということでしょうか、回答していただきたい。</p>	本計画からはじめて実施される事業です。縦割りを脱却し、専門分野外の相談内容であっても適切に聞き取り、対応できる支援機関につないでまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままでさせていただきます。	B
6	5頁 第1章 1-2 計画の位置づけと期間 1根拠となる法律	<p>「本計画の根拠法は社会福祉法です。第107条に市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されています。なお、同法第4条第2項において「地域福祉の推進」が規定され、第3項には、地域生活課題の把握、連携、解決といった地域福祉の推進の理念が明確化されています。さらに、第106条の3では、市町村による包括的支援体制の整備を努力義務として規定しているほか、第106条の4では、包括的支援体制整備事業について明記しています。」との記載があります。</p> <p>「重層的支援体制整備事業」については、3頁に記載がありますが、「包括的支援体制」と「重層的支援体制」の違いはどこにあるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	重層的支援体制整備事業は、包括的支援体制を整備するための手段となり、重層的支援体制整備事業を実施することで、包括的支援体制の整備を行ってまいります。	—	D
7	7頁 第1章 1-2 2計画の位置づけ	<p>「本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。また、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく総合的な計画として位置づけています。地域福祉の推進には、住民や地区社協等の活動を支援する市社協の活動が必要であることから、第4次計画と同様、町内福祉活動計画の方針や地区社協の計画、市社協の施策、事業も含めて記載しています。なお、本計画は、各分野の福祉等関連施策を横断的につないでいく総合的な計画であることから、「成年後見制度利用促進計画」を包含するとともに、市町村において新たに策定が努力義務となった「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。」との記載があります。</p> <p>第9次安城市総合計画(案)に基づき、第5次地域福祉計画(案)は策定されているとのことですが、特に第9次安城市総合計画(案)の下記の箇所に基づき実施されていると考えてよろしいでしょうか、回答していただきたい。</p> <p>21頁「重点戦略1しくみをつくるKPI 重要業績指標」福祉に関する相談先が身近にあると感じる人の割合 35頁「しくみ3福祉」目指すまちの姿、現状・施策 36頁「しくみ3福祉」施策の取組、成果指標</p>	本計画は特に地域福祉の分野における総合的な計画として策定しているため、ご意見にある総合計画の箇所も含め、他の関係計画と整合、連携を図り策定しています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
8	8頁 第1章 1-2 3計画の期間	<p>「本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。」との記載があります。</p> <p>最上位計画である第9次安城市総合計画(案)の期間は8年間で、4年間で中間見直しされます。第5次地域福祉計画(案)の改正前に第9次安城市総合計画(案)が改正されることになりますので、総合計画改正後は総合計画の内容が優先されることになりますが、その後に地域福祉計画が改正された場合は、最新の地域福祉計画が優先されるのでしょうか、総合計画が優先されるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	上位計画、関連計画と整合性をとって各計画を策定し、施策は年度毎等の評価によって柔軟に対応をしてまいります。	—	D
9	9頁 第1章 4SDGsとの関係性	<p>「平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。SDGsは、193の国連加盟国・地域が令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会全体の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。」との記載があります、「SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。本計画においても、この趣旨を踏まえて取り組んでいきます。」との記載があります。</p> <p>17の目標と本計画(案)の策定内容並びに目標(指標)が具体的にどのようにつながるのか全く理解できませんので、つながりを回答していただきたい。</p> <p>また、169のターゲットと本計画(案)の施策内容並びに目標(指標)とのつながりも全く理解できませんので、つながりを回答していただきたい。</p>	本計画においては、「誰一人取り残さない」社会の実現というSDGsの趣旨を踏まえて取り組んでいくことを計画案の中に記載しており、基本目標との関連性を示したものです。	—	D
10	11頁 第1章 1-3 計画の策定	<p>「計画の策定体制は次のとおりです。」との記載があります。</p> <p>「11頁の計画の策定体制」と「161頁の計画の推進体制と進行管理の体制」が異なっていますが、異なる理由を回答していただきたい。</p>	計画の「策定体制」と「推進体制と進行管理の体制」はそれぞれ計画に対する役割が異なるため、構成が異なっています。	—	D
11	12頁 第1章 1-4 福祉圏域と自助・共助・控除の位置づけ 1重層的な福祉圏域の考え方	<p>「本計画では、これまでの計画に引き続き、「隣近所、町内会の班・組の区域」、「町内会の区域」、「地区社協(概ね中学校区)の区域」、「市域」の4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉えます。単位福祉圏域は、身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」とします。第1次福祉圏域は、単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」とします。町内福祉委員会をこの圏域における地域福祉活動の中心的組織として位置づけ、地域福祉活動の推進を図ります。第2次福祉圏域は、複数の町内で構成される「地区社協(概ね中学校区)の区域」とします。第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を展開する圏域としての役割を担うものとします。なお、地域福祉活動の拠点として、福祉センターを8地区すべてに整備しました。第3次福祉圏域は、第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う圏域として、市域とします。そして、これらの4つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。」との記載がありました。</p> <p>重層的な福祉圏域については、町内会や町内会福祉委員会の一部の役員等を除き、ほとんどの住民には認知されていないのではと思いますので、住民に広く広報していただきたい。</p>	各福祉圏域の範囲や役割について、地域福祉の推進のために広報に努めてまいります。	—	D
12	13頁 第1章 1-4 2地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ	<p>「本計画では地域福祉における自助・共助・公助の位置づけを次のとおりとします。」との記載があります。</p> <p>自助・共助・公助という用語は広く住民に認知されてきたのではと思いますが、公助の範囲や共助の範囲や自助の範囲具体的に正確に理解している住民は多くないのでは無いでしょうか、共助も誰かがしてくれることでは無く、自分事として自らが関わらない限り保証されることでは無いことを広報していただきたい。</p>	自助・共助・公助の位置づけについて、広報に努めてまいります。	—	D
13	15頁 第1章 1-4 3地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ	<p>「支援を必要とする人が地域のなかで安心して暮らすには、身近な支え合いから専門的な支援まで、自助、共助、公助が連携する必要があります。日常生活で困りごとが生じたときに、誰に相談すればよいか、専門的な相談機関がどこに何があるかなど、普段の生活に馴染みがないため知らない人が多いのが実情です。ここでは、高齢者、障害のある人、子育て家庭の3分野における、それぞれの役割と関わりについて、当事者を中心とした支援イメージを図案化しました。」との記載があります。</p> <p>自助・共助・公助の位置づけが「高齢者への支援」「障害のある人への支援」「子育て家庭への支援」だけでも複雑で、全く異なることは、住民には容易には理解できないと思いますので、住民への積極的に広報していただきたい。</p>	高齢者・障害のある人・子育て家庭の3分野における相談先及び自助・共助・公助の位置づけについて、広報に努めてまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
14	19頁 第2章 本市における地域福祉の現状と課題 2-1 本市の現状 1人口及び世帯数の推移と推計	<p>「令和5(2023)年10月1日現在における本市の総人口は188,456人、総世帯数は78,680世帯です。年齢3区分をみると、平成30(2018)年から令和5(2023)年にかけて、年少人口(0~14歳)は減少、生産年齢人口(15~64歳)は横ばいとなっており、大きく増加しているのは高齢者人口(65歳以上)です。また、令和5(2023)年時点の年少人口は26,077人で、平成30(2018)年と比較すると2,617人も減少しています。一方、高齢化率は平成30(2018)年の20.6%から、令和5(2023)年には21.9%にまで上昇しており、今後、高齢化率はさらに上昇することが予想されています(表2-1)。なお、本市の人口は令和2(2020)年をピークに減少に転じています(表2-1)。今後も徐々に人口は減少していくことが予想されています(表2-2)。また、令和4(2022)年の時点では、後期高齢者(75歳以上)の人口が前期高齢者(65~74歳)の人口を上回っています。今後も、後期高齢者の人口は増加することが予想されています。」との記載があります。</p> <p>本市の人口の推移は「地域福祉」を考えるうえでの基本データですが、住民に広く認知されているとは思えませんので、住民への周知を図っていただきたい。</p>	本計画の全体的な周知とともに、広報に努めてまいります。	—	D
15	21頁 第2章 2-1 2福祉関係 (1)高齢者世帯数	<p>「本市の総世帯数及び高齢者のいる世帯数は年々増加してきましたが、高齢者のみの世帯については、令和4(2022)年から令和5(2023)年にかけて減少に転じています。」との記載があります。</p> <p>本市全体で、高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯で20%を占め、更に高い比率の町内会があるのでと思われますので、この現状を住民で共有することは重要であると思います。</p>	本計画の全体的な周知とともに、情報共有に努めてまいります。	—	D
16	21頁 第2章 2-1 2 (2)障害がある人の内訳	<p>「本市に在住する障害のある人の人数(手帳所持者数)をみると、身体障害者手帳所持者数は横ばいから減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。」との記載があります。</p> <p>高齢者に比較して、障害のある非労働者をまちなかで見かけるケースは比較的少ないのではないかと思いますので、数字で市民に知らせることは「地域福祉」を考えるうえで重要なことであると思いますので、広報に努めていただきたい。</p>	本計画の全体的な周知とともに、広報に努めてまいります。	—	D
17	21頁 第2章 2-1 2 (3)子どもの年齢内訳	<p>「本市に在住する子どもの人数は減少傾向にあります。」との記載があります。</p> <p>本市においても、年齢が下がるほど減少していることが理解できる貴重な資料であると思いますので、機会があるごとに広報に努めて、住民の共通認識としていただきたい。</p>	本計画の全体的な周知とともに、広報に努めてまいります。	—	D
18	22頁 第2章 2-1 3予算の状況	<p>「市の一般会計の当初予算歳出額は、年によって増減がありますが、民生費はその増減に関わらず、概ね増加の傾向にあります。平成30(2018)年度から令和5(2023)年度にかけての最近5年を比較してみると、一般会計の民生費は17.1%増、特別会計の民生費関係は6.1%増となっています。また、令和5(2023)年度でみると、一般会計の総額のうち民生費の割合が40.4%を占めています。」との記載があります。「表2-6、図2-3 市当初予算歳出額の推移」の単位を記載していただきたい。」との記載があります。</p> <p>一般会計に民生費が占める比率が24.1%(平成10年度)から40.4%(令和5年度)に、特別会計の民生費関係が14,800(平成10年度)から28,491(令和5年度)に増加していることを住民に広報していただきたい。</p>	本計画の全体的な周知とともに、広報に努めてまいります。	—	D
19	23頁 第2章 2-2 地域福祉資源の概況と特徴 1福祉関係施設	<p>「市内には、福祉センターをはじめとした様々な施設があります。」との記載があります。</p> <p>福祉センターをはじめとした様々な施設は「地域福祉を支える基幹施設である」とは思いますが、必ずしも「住民の身近な施設である」とまではいえないと思います。地区住民にとってより身近な施設となるように努めていただきたい。</p>	福祉センターでの講座内容を充実させるとともに、福祉まつり等の施設開放日を利用し、地域住民との交流促進に努めてまいります。	—	D
20	24頁 第2章 2-2 2福祉関係団体等 (1)町内福祉委員会	<p>「町内福祉委員会は、各町内会の地域の実情に合わせて設置され、住民による地域福祉活動を推進する組織です。構成員は、地域で活動している人や、福祉に関心のある人により構成されています。構成人数は、特に規定されていませんが、約10~20人の委員会が多数です。」との記載があります。</p> <p>町内福祉委員会は、地域福祉活動を進めるうえで、核となる組織であると思います。ただ、構成員のかなり、高齢化が進んでいるのではないかと思われますが、各町内会の活動の実態を知り改善を図る手がかりとなる資料は何を参照すればよいのでしょうか、回答していただきたい。</p>	<p>町内福祉委員会における担い手の不足は多くの町内福祉委員会で課題となっております。</p> <p>新たな担い手発掘の取組については、町内福祉活動計画の取組項目に挙がっている町内福祉委員会もあります。</p> <p>また、町内の他団体と連携を図り、事業を実施するなどの町内福祉委員会もあります。</p> <p>各地区的福祉活動の取組は、地区社協が発行している地区社協によりをご参照下さい。</p>	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
21	25頁 第2章 2-2-2 (2)民生委員・児童委員、主任児童委員	<p>「民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。</p> <p>また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、県知事が定める区域(概ね中学校区)ごとに民生委員・児童委員協議会(以下「地区民協」という。)を組織しています。また、主任児童委員は、各小学校区に1人が配置されています。なお、次表には、民生委員及び主任児童委員の人数を記載しています。市域で組織される安城市民生委員・児童委員協議会では、次の11項目を、令和5(2023)年度の活動重点事項として定め、積極的に取り組んでいます。」との記載があります。</p> <p>地域福祉で民生委員・児童委員・主任児童委員が果たしている役割は大変大きなものがあると思いますので、もっと評価されても良いと思いますので、地域住民に果たしている役割を広報していただきたい。</p>	ご意見いただきましたとおり、民生委員・児童委員、主任児童委員が地域福祉において果たしている役割は多大なものであるため、引き続き広報に努めてまいります。	—	D
22	26頁 第2章 2-2-2 (2)市社協ボランティアセンター	<p>「市社協は、ボランティアの活動推進を図ることを目的に、昭和53(1978)年10月にボランティアセンターを設置しました。ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい人を登録するとともに、ボランティアの派遣を希望する人や関係機関との連絡調整等に対応するボランティア相談、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の支援、啓発などを行っています。ボランティアセンターの団体登録は、ボランティア活動を主とした団体のほか、市民または自主活動を主しながらボランティア活動も行う団体や、NPOなどが登録されています。また、個人のボランティア登録者には、個人でボランティア活動を行う人のほか、災害ボランティアコーディネーターも含まれています。」との記載があります。</p> <p>「ボランティアセンター」は「市民活動センター」との役割の違いはどこのあるのでしょうか、回答していただきたい。</p> <p>また、団体登録の条件などの細かな運用ルールの違いがありますが、その理由を回答していただきたい。</p>	<p>市社協ボランティアセンターは、ボランティア相談や活動推進などの支援を行ってきました。ボランティアセンターでは、ボランティア活動(自発性、公共性、無償性)を行っている個人・団体の登録ができます。</p> <p>市民活動センターと役割が重なる部分もありますが、地域活動や障がいのある人への支援、福祉施設への支援など、日頃から福祉にかかわる市社協の強みを活かし、住民のニーズに対応する運営に努めています。</p> <p>団体登録の条件の違いについては、明確な根拠がないものもございますので、登録団体が活動しやすいように、今後、条件の見直し等を検討してまいります。</p>	—	D
23	26頁 第2章 2-2-2 (3)市民活動センター	<p>「市民活動センターは、市民活動のサポート拠点として平成17(2005)年1月に設置され、市民活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や、団体の自立を支援しています。また、本市では、国や県に認可を受けたNPOが保健福祉や防災、環境、まちづくりなどの分野において活動しており、今後も幅広い活動の展開が期待されています。</p> <p>「ボランティアセンター」と「市民活動センター」の役割の違いはどこのあるのでしょうか、回答していただきたい。</p> <p>「市民活動センター」は「ボランティアセンター」との役割の違いはどこのあるのでしょうか、回答していただきたい。</p> <p>また、団体登録の条件などの細かな運用ルールの違いがありますが、その理由を回答していただきたい。</p>	<p>市民活動センターは、「安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例」に基づき、市民活動に関する情報の収集や提供、市民活動を担う人材の育成、市民活動を行う者同士の連携や交流を促進するなど、市民活動を促進するために設置されています。</p> <p>団体登録については「安城市民交流センターのに関する規則」で定められています。</p> <p>根拠規程が異なることから、違いが生じています。</p>	—	D
24	27頁 第2章 2-2-2 (4)市福祉協議会	<p>「社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。市社協は昭和27(1952)年に設立され、昭和43(1968)年に社会福祉法人の認可を受けています。市社協では、第1次地域福祉活動計画で地区社協の区域ごとにコミュニティワーカーを配置することを定め、町内福祉委員会の活動を支援してきました。また平成27(2015)年度から市より生活支援体制整備事業を受託するとともに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした地域でのサービス・支援の創出に努めています。また、地域福祉の推進を図ることを目的として、次表に掲げるよう、市からの委託事業や福祉センター等の指定管理業務を行うなど、多様な福祉事業を展開しています。」との記載があります。</p> <p>市社会福祉協議会は「地域福祉」を担う中核的な組織であると思いますが、その成り立ちから位置づけや実際に委託されている事業内容などが住民に正確に認知されているとは思えません。特に、市役所との役割分担にわかりづらいところがあるのではないかと思います。この点をわかりやすく広報していただきたい。</p>	市社協の沿革や位置づけ、実施事業については、市社協ウェブサイトやあんじょう社協だより、地区社協だよりで引き続き周知を行っていきます。市社協の自主事業と、市からの委託事業や指定管理業務については効果的な周知方法を検討し、周知に努めています。	—	D
25	28頁 第2章 2-2-2 (5)地区社会福祉協議会	<p>「住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、平成9(1997)年度から平成12(2000)年度にかけて、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協の発足を支援し、担当職員をコミュニティワーカーとして配置してきました。町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、平成28(2016)年度までにすべての町内会で町内福祉委員会が発足しました。日常生活のなかで共助を推進する組織である町内福祉委員会の活動を支援し、地域福祉活動を推進しています。」との記載があります。</p> <p>町内会福祉委員会の発足の原動力となったのが、地区社協の発足であり、今日の「地域福祉」の礎である地区社協は大きな役割を果たしてたと思いますが、住民には認知されてきていないと思いますので、広報に努めていただきたい。</p>	<p>今回行った市民アンケートの結果では、前回(H29)に比べ地区社協・町内福祉委員会共に市民の認知度は低下しています。</p> <p>今後も、市社協のウェブサイト、あんじょう社協だより、地区社協だよりによる広報のほか、地域の事業への参加促進に努め、引き続き、地域福祉活動推進に向け周知を行っていきます。</p>	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
26	29頁 第2章 2-2 3地域福祉活動の特徴 (1)地区社協の区域	「市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の小地域福祉活動を推進しています。市内全町内会に町内福祉委員会が発足しており、サロンなどのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動のほか、福祉マップの作成、見守り活動の支援といった様々な小地域福祉活動に、地域の実情にあった方法で取り組んでいます。本市では、この町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能しています。」との記載があります。 町内会や町内福祉委員会の役員や委員会業に参加の常民以外は「コミュニティワーカー」の存在は認知されていないと思いますので、広報に努めていただきたい。	住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるコミュニティワーカーは、市内の各福祉センターに2名ずつ配置され、町内福祉委員会の活動を支援しています。地域での活動を支援する中で、コミュニティワーカーが認知されるように努めています。	—	D
27	29頁 第2章 2-2 3 (2)町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実績	「各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいます。また町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年、進行管理を行っています。」との記載があります。 居住地域の町内福祉活動計画させ知らない住民は多いと思いますが、模範的な活動をされている地域の活動計画と実績はどうすれば知ることができるのでしょうか、回答していただきたい。	地区社協ごとの福祉活動推進計画や各福祉委員会の主な町内福祉活動計画の方針は、地域福祉計画第5章に記載しています。 毎年、町内福祉委員会ごとに進行管理を行い地区社協の総会で報告しています。 地区社協の活動計画は、地区社協だよりで周知しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
28	29頁 第2章 2-2 3 (3)事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開	「本市では、平成27(2015)年度から生活支援体制整備事業を市社協に委託し、職員を配置しました。多様な社会資源の発掘や、生活支援ネットワーク会議の開催を通じたネットワーク化を図っています。これらの取組の成果として、町内福祉委員会を中心とした、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動が展開されています。」との記載があります。 生活支援体制整備事業とはどのような事業でしょうか、また、生活支援ネットワーク会議とはどのような会議なのでしょうか、回答していただきたい。	生活支援体制整備事業とは、地域資源(サービスやその担い手)の把握や関係者間のネットワークづくりを進めることで高齢者の生活支援・介護予防の充実や社会参加を推進する事業です。 生活支援ネットワーク会議とは、地域住民や企業、福祉・医療の専門職などで構成され、地域課題や地域資源の共有、地域の支え合いなどについて協議する会議です。	—	D
29	30頁 第2章 2-2 3 (4)地域共生社会の実現に向けた先駆的取組を展開	「市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開しています。 一部の町内会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援をはじめ、障害のある人や生活困窮者への見守りや生活支援のほか、高齢者の買い物移送サービスの実施など、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられます。」との記載があります。 「先駆的な取組」とのことですが、これが「重層的支援体制整備」ということでしょうか、回答していただきたい。	お見込みのとおりです。属性や世代を超えた住民同士の多様な場の整備やコーディネートを、重層的支援体制整備事業における地域づくり事業により、さらに推進してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
30	31頁 第2章 2-3 基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう－ 自助・共助による住民主体のまちづくり－ 基本施策1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 「第4次計画は実施できた」とのことですが、町内会や町内会福祉委員会等の地域を取り巻く環境は厳しさを増すばかりではないかと思われますが、何か切り札となるようなアイデアが有るのでしょうか、回答していただきたい。	住民が主体となる支え合い活動が継続され発展につながるよう、社協では先駆的な活動情報の収集・提供や、担い手の発掘・養成について引き続き支援をしていきます。 今後も地区社協が行う福祉講演会や地域福祉活動勉強会、市社協が行う町内福祉委員会全体研修会などを通じて、地域福祉活動の推進を図るための周知・啓発を図り、町内福祉委員会の支援を行っていきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
31	32頁 第2章 2-3 基本目標1 基本施策1-2 地域における連携と協働の推進	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 「第4次計画は実施できた」とのことですが、町内会や町内会福祉委員会等の地域を取り巻く環境は厳しさを増すばかりではないかと思われますが、何か切り札となるようなアイデアが有るのでしょうか、回答していただきたい。	これまで、個別ケースや地域のニーズに対し、各主体が関係者を招集し協議の場を設けてきました。今後も、行政、社協、福祉事業者、NPO、民間企業などが、相互理解のうえニーズを共有し、福祉のまちづくりのために連携・協働した取組を継続していきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
32	33頁 第2章 2-3 基本目標1 基本施策1-3 地域ぐるみの安全・安心活動(防災、防犯、交通安全)の推進	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 「第4次計画は実施できた」とのことですが、町内会や町内会福祉委員会等の地域を取り巻く環境は厳しさを増すばかりではないかと思われますが、何か切り札となるようなアイデアが有るのでしょうか、回答していただきたい。	避難行動要支援者支援制度については、地域においてより効果的な取組につなげられるよう、町内会や自主防災組織への制度や運用の周知に努めてまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
33	33頁 第2章 2-3 基本目標1 基本施策1-4 生きがいと社会参加の創出	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 「第4次計画は実施できた」とのことですが、町内会や町内会福祉委員会等の地域を取り巻く環境は厳しさを増すばかりではないかと思われますが、何か切り札となるようなアイデアが有るのでしょうか、回答していただきたい。	切り札となるようなアイデアはありませんが、公民館や福祉センター等で開催する各種講座から、地域社会と関わる機会を創出し、地域社会へ目を向ける取組を地道に行うことを考えています。 また、ご指摘のとおり、人・地域を取り巻く環境は厳しさを増し、困難の要因も複雑化している状況です。本市は、市設置の支援機関に限定せず、国や県なども含め、適切な支援機関へつなぐことで今後も支援をしていきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
34	34 頁 第2章 2-3 基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり 基本施策2-1 福祉のこころの醸成	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 「第4次計画は実施できた」とのことですが、個人ボランティアやボランティア団体等を取り巻く環境は厳しさを増すばかりではないかと思われますが、何か切り札となるようなアイデアが有るのでしょうか、回答していただきたい。	ボランティア活動者の高齢化や担い手不足が課題ですが、近年は市内企業へのボランティア情報提供やボランティア団体との交流イベントの開催を行ってきました。社会貢献への思いをお持ちの企業もみられ、担い手発掘のために今後も働きかけを積極的に行っていく予定です。また、より多くの方や幅広い世代に情報発信できるよう、これまで十分な取組ができていなかったSNSの活用を行いうため、検討を進めてまいります。	－	D
35	34 頁 第2章 2-3 基本目標2 基本施策2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 「第4次計画は実施できた」とのことですが、個人ボランティアやボランティア団体等を取り巻く環境は厳しさを増すばかりではないかと思われますが、何か切り札となるようなアイデアが有のでしょうか、回答していただきたい。	ボランティア活動者の高齢化や担い手不足が課題ですが、近年は市内企業へのボランティア情報提供やボランティア団体との交流イベントの開催を行ってきました。社会貢献への思いをお持ちの企業もみられ、担い手発掘のために今後も働きかけを積極的に行っていく予定です。また、より多くの方や幅広い世代に情報発信できるよう、これまで十分な取組ができていなかったSNSの活用を行いうため、検討を進めてまいります。	－	D
36	35頁 第2章 2-3 基本目標2 基本施策2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 「第4次計画は実施できた」とのことですが、老人クラブ等の市民活動団体を取り巻く環境は厳しさを増すばかりではないかと思われますが、何か切り札となるようなアイデアが有のでしょうか、回答していただきたい。	老人クラブにつきましては、高齢者が増加する中、ライフスタイルの多様化や健康な高齢者の増加などにより、新規加入者が減少している現状です。加入者の減少は全国的な課題で、本市としても効果のある提案ができず苦慮しているところですが、加入促進の啓発、また老人クラブへの助言等により活動が継続できるよう協力してまいります。	－	D
37	35頁 第2章 2-3 基本目標2 基本施策2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 「第4次計画は実施できた」とのことですが、コロナ禍でリアルに集まる会合が減ってきているのではないかでしょうか、今後、地域の住民や市民活動団体がリアルに集まるニーズが復活するのか、回答していただきたい。	コロナ禍の影響もありましたが、令和4年度以降の利用者数は、コロナ前の水準に戻りつつあります。今後も新たなサロンの開催により利用者増を図るとともに、利用推進委員会を開催し、地域の意見を取り入れながら、地域交流に対するニーズを高め、施設運営を行ってまいります。	－	D
38	36頁 第2章 2-3 基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう－わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり－ 基本施策3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供	「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。」との記載があります。 SNS 等を使用した情報発信に工夫をされていることとは思います、福祉情報を含めて、行政サービスに関する情報は、アンテナを張って、よほどの関心をもって収集しないと必要な情報得ることは極めて困難です。何か切り札となるようなアイデアなるのでしょうか、回答していただきたい。	引き続き、SNS等を使用した情報発信に努めるとともに、有効な情報発信を行っている自治体・企業等について、調査・研究してまいります。	－	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
39	36頁 第2章 2-3 基本目標3 基本施策3-2 きめ細かな相談支援体制の確立	<p>「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施・着手することができましたが、包括的な相談支援体制については、体制構築に必要な重層的支援体制整備事業の検討に着手したばかりであり、その構築までには至りませんでした。」との記載があります。</p> <p>また「●福祉に関する各種相談業務は、市の専門相談窓口で対応しているほか、市社協でも多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。●高齢者の相談支援に関しては、地域包括支援センターが核となり、多職種が集まって地域ケア会議を開催できています。</p> <p>●障害のある人については、基幹相談支援センターを中心として、指定特定相談支援事業所6事業所、指定障害児相談支援事業所3事業所及び地域包括支援センターが適切な相談支援サービスを実施しています。</p> <p>●高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者など、個々の分野での相談窓口の周知と充実に努めてきました。一方で、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯の相談支援を進めるため、包括的な相談支援体制については、体制構築に必要な重層的支援体制整備事業の検討に着手したばかりであり、その構築までには至りませんでした。」との記載があります。</p> <p>相談体制は分野毎に設けられており、大変心強いですが、相談者のニーズ応えられているのか、相談業務の内容(量と質)を知る方法を回答していただきたい。</p>	本計画は、特に地域福祉の分野における総合的な計画として策定しているため、各分野の詳細内容は記載しておりません。相談業務の内容など、詳細につきましては、各分野の担当部署にお問い合わせください。	—	D
40	36頁 第2章 2-3 基本目標3 基本施策3-3 公的な福祉サービスの充実	<p>「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。主な課題●後期高齢者の増加にともなって徘徊が危惧される認知症高齢者も増えてきていることから、徘徊高齢者検索システムに代わるような安否確認システムなどの導入と普及を進めていく必要があります。主な課題●福祉ニーズは多様かつ複雑化しており、ケースによっては、高齢者、障害のある人、子ども・子育て支援等の福祉サービスについて、分野横断的に対応する必要があり、迅速に重層的支援体制整備事業に着手して、体制構築を行う必要があります。●共生型サービスについては情報の収集にどどまっていることから、共生型サービスへの転換を促進するのかどうかを含めて検討していく必要があります。」との記載があります。</p> <p>「重層的支援体制整備事業」と「共生型サービス」が第5次地域福祉計画の目玉になるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	本計画では、地域共生社会の実現を目標に掲げており、その実現のために必要な手段である、重層的支援体制整備事業を実施することを大きな目標としております。	—	D
41	37頁 第2章 2-3 基本目標3 基本施策3-4 セーフティネットの整備	<p>「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。●後期高齢者の増加にともなって徘徊が危惧される認知症高齢者も増えてきていることから、徘徊高齢者検索システムに代わるような安否確認システムなどの導入と普及を進めていく必要があります。」との記載があります。</p> <p>徘徊高齢者検索システムに代わるような安否確認システムなどの導入と普及を進めていく必要があります。」のことですが、実績の詳細はどこを検索すれば知ることができるのか、回答していただきたい。</p>	認知症高齢者に対する施策の実績については、安城市ホームページ上に掲載の「福祉のあらまし」からご確認ください。	—	D
42	38頁 第2章 2-3 基本目標3 基本施策3-5 健、医療、福祉と地域との連携の強化	<p>「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました。主な課題●発達障害のある子どもやその疑いのある子どもが依然として増えている状況に対応するための連携体制の構築が課題となっています。」との記載があります。</p> <p>「発達障害のある子どもやその疑いのある子どもが依然として増えている状況」とのことですが、何が原因で増えているとお考えでしょうか、市の見解を回答していただきたい。</p> <p>「連携体制の構築が課題」とのことですが、具体的にはどのような体制の構築が必要なのでしょうか、回答していただきたい。</p>	自閉症を含む発達障害は、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要で、早期発見・早期療育に努めていることもあります。発達障害のある人やその疑いのある人について児童の段階で発見できているためと思われます。適切な支援を行うため、保健、医療、福祉と地域での各支援体制がシームレスとなるよう情報交換等をより密に行うことが必要になっていると考えています。	—	D
43	38頁 第2章 2-3 基本目標3 基本施策3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実	<p>「主な実施状況と成果■すべての推進施策・事業を実施することができました(令和元(2019)年度をもつて廃止したリフォームヘルパー派遣事業を含む)。</p> <p>●学校施設や保育施設といった公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、道路の段差解消やや車いす移送車の貸出、あんくるバスにおける低床・ノンステップバス車両の導入といった交通のバリアフリー化、住まいのバリアフリー化、後期高齢者や障害のある人の運賃無料乗車などを進めてきました。」との記載があります。</p> <p>公共施設の施設・設備がバリアフリーであることは必須条件ですが、せっかく施設・設備がバリアフリーであってもその施設・設備を管理する管理者に適切に管理する能力が欠けていれば、バリア施設・設備となってしまいます。物理的な施設・設備の整備と共に運用面の徹底を安城市として図っていくのか、回答していただきたい。</p> <p>適切な管理がされていない具体的な事例として「安城市ホームページ：市民の声」に以下の2件が掲載されています。令和5年5月「アンフォーレ願いごと広場の点字ブロックについて」令和4年12月「アンフォーレ願いごと広場の点字ブロックについて」を参照ください。</p>	施設自体のバリアフリー化を進めるとともに、施設管理者には、必要に応じて利用者への周知や注意喚起の張り紙等を設置し、バリアフリーの状態を維持するように指導していきます。公民館をはじめとする生涯学習施設につきましては、全ての利用者が等しく施設を利用できるよう、利用者の持つ個々のニーズと能力を理解するよう努めてまいります。また、市職員並びに指定管理者職員に法律や条例、規制についての周知と理解を図り、施設の設備の取り扱いの研修を実施するほか、利用者の意見に基づいた改善を行ってまいります。こうした運用を徹底することで、全ての人々が快適に施設を利用できるよう努めてまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
44	40頁 第2章 2-4 2アンケート結果からみた現状と課題	<p>「調査結果から整理した現状と主な課題は次のとおりです。</p> <p>(1)福祉に関する情報に容易にアクセスできる環境づくり (2)コロナ禍で停滞した活動の再始動・活性化 (3)近所付き合いの希薄化への対応 (4)複合化した地域生活課題を抱えている人の増加とそれに対応するための多様な社会資源との連携の深化 (5)「支援してほしいこと」と「自分ができること」における隔たり解消のための支援 (6)地域福祉活動に関わる人材の確保(潜在層の掘り起こし) (7)関係機関と連携して地域生活課題の解決につなげる仕組みの整備・充実」との記載があります。</p> <p>アンケート結果から「現状と課題」が的確に抽出されているのではと思いますので、第5次地域福祉計画(案)で少しでも前進させていただきたい。</p>	アンケート結果を生かし、計画の推進に努めてまいります。	—	D
45	42頁 第2章 2-4 3地域福祉関係団体ワークショップの開催と主な意見	<p>「今回は、福祉サービス事業所に対するアンケート調査に加えて、子ども・若者を対象とした活動を中心に市内で活動されている地域福祉関係団体の方にお集まりいただき、地域福祉計画策定に関連したテーマについて意見交換していただきました。以下はその結果概要と主な意見です。」との記載があります。</p> <p>率直な意見が出されていると思いますので、第5次地域福祉計画(案)で少しでも前進させていただきたい。</p>	アンケート結果を生かし、計画の推進に努めてまいります。	—	D
46	44頁 第2章 2-5 本市の地域福祉の主要課題 (1)複雑かつ複合的な地域生活課題の解決に向けた「重層的支援体制」の構築	<p>「高齢者とひきこもりの8050問題、子育てと介護のダブルケア、さらには子どもの貧困やヤングケアラー問題など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化しています。このような多様な支援ニーズに対応するには、個人や世帯が抱える様々な地域生活課題に包括的に対応していくことが必要となっており、行政をはじめとした多様な専門機関が「縦割り」から「分野横断」的に、連携し協働していくことが求められています。また、個人支援から家族支援にも目を向けた小地域福祉活動や地域に出向いて伴走支援していくアウトリーチ型の相談支援も必要です。</p> <p>多様な個人や世帯(家庭)が抱える様々な地域生活課題に対して、属性や世代を問わず、断ることなく包括的に支援していく「重層的支援体制整備事業」の構築が必要です。」との記載があります。</p> <p>「重層的支援体制整備事業」の構築が、第5次地域福祉計画の目玉の施策になるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	本計画では、地域共生社会の実現を目指に掲げており、その実現のために必要な手段である、重層的支援体制整備事業を実施することを大きな目標としております。	—	D
47	44頁 第2章 2-5 (2)共助による小地域福祉活動のさらなる進化	<p>「「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性が顕在化しています。また、軽度の認知症状など公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在しています。こうした課題の多くは、家族や地域などのつながりが希薄化する中で表面化してきたものであり、その解決には、地域における人と人とのつながりの再構築と住民がつながり支え合う取組を育んでいく必要があります。このためには、自分の暮らす地域をより良くしたいという気持ちを一人ひとりの住民がもち、地域福祉活動に一層力を入れて取り組んでいく必要があります。この「我が事」の姿勢は、地域生活課題を抱えている人や世帯を誰一人として取り残すことなく発見し、専門機関等による相談支援につなげていくための第一歩として大切な姿勢です。また、見守りや声掛けなどの支え合い・助け合いの小地域福祉活動は、(1)で課題としてあげた重層的支援体制整備事業を実質的に機能させていく上でも必要不可欠です。」との記載があります。</p> <p>「我が事」の姿勢は「地域福祉」における共助のかなめとなる姿勢であると思いますが、この姿勢を醸成する切り札は何かあるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	重層的支援体制整備事業を実施することにより、断らない相談支援体制を構築し、また、さらに多機関協働事業による適切な連携体制を構築することにより、誰もが「我が事」の姿勢を持つことができるよう推進してまいります。	—	D
48	44頁 第2章 2-5 (3)地域共生社会の実現	<p>「上記の(1)(2)で示した重層的支援体制整備事業の構築と小地域福祉活動を両輪として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。一方、安全・安心な地域社会づくりにおいて、我が国では刑法犯認知件数や初犯者は大幅に減少しているにもかかわらず、再犯者は微減にとどまっており、いかに再犯者を減らすかが大きな課題となっています。社会的孤立や困窮などが再犯の原因となっていることから、犯罪や非行をした人の「立ち直り」を社会全体で支える“誰一人取り残さない地域づくり”が求められています。」との記載があります。</p> <p>「上記の(1)(2)で示した重層的支援体制整備事業の構築と小地域福祉活動を両輪」との記載がありますが、どちらが欠けても「地域共生あは会」は実現できない、という理解で良いでしょうか、回答していただきたい。</p>	お見込みのとおり、どちらも地域共生社会の実現のために重要であると考えております。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
49	45頁 第2章 2-5 (4)移動手段の確保や見守り活動など、ひとり暮らし高齢者等への対応	<p>「本市においても着実に高齢化や世帯の少人数化が進んでおり、今後はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯が増加することが予想されます。これに伴い、「老老介護」「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が顕在化することが懸念されます。また、通院や買い物等の移動手段がなく、日常生活に支障があると感じている人・世帯が増加しつつあります。さらに、認知症などの要支援・要介護状態の高齢者も増加することが予想されます。こうした状況の中、これまで本市では、孤立死を出さないまちづくりの実現に向け、市社協とともに地域での見守り活動といった小地域福祉活動を推進してきました。これまでの取組をより充実させつつ発展的に展開していくためには、町内福祉委員会だけではなく、福祉事業者や福祉関連のNPOはもとより、それ以外の事業者にも協力を求め、多様な社会資源の連携・協働による地域福祉活動の推進が必要です。」との記載があります。</p> <p>「町内福祉委員会だけではなく、福祉事業者や福祉関連のNPOはもとより、それ以外の事業者にも協力を求め、多様な社会資源の連携・協働による地域福祉活動の推進が必要です。」とのことですですが、まさにその通りであると思いますので、多様な社会資源の連携・協働を図っていただきたいですが、連携・協働を推進するうえでの切り札があれば、回答していただきたい。</p>	他の自治体における先進事例の調査を行なながら、民間事業者の活力を移動制約者の移動支援に活用するなど、公民連携型の支援方法について調査・研究してまいります。	—	D
50	45頁 第2章 2-5 (5)地域コミュニティの変容による子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応	<p>「本市においてもライフスタイルの変化が進み、「向こう三軒両隣」といった近所付き合いや世代間の交流が減るなど、地域コミュニティの結びつきが希薄化しています。このため、これまで地域コミュニティが担っていた支え合いの力が弱くなり、子育てに悩んでいる保護者や介護を必要とする高齢者とその家族など、悩みや困りごとを抱えた人が地域の中で孤立しがちな状況にあります。虐待や孤立死、介護疲れによる自殺など深刻な問題に発展しないように、従来からの地縁に加え、同じ悩みを持つ人がお互いに支え合う居場所づくりなどの日常的な支援が求められています。」との記載があります。</p> <p>物理的な居場所をつくることは、比較的容易に設置することができると思いますが、そこに同じ悩みを持つ人が集うかどうかは設置者の個性によるところが大きいのではと思いますが、行政ができるることはなんであるかと考えておられるのか、市の見解を回答していただきたい。</p>	地域での支え合いを公的なサービスで支えることで、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進し、また、属性や世代を問わずに支援を行う、重層的支援体制整備事業を実施することで、地域共生社会の実現を目指してまいります。	—	D
51	45頁 第2章 2-5 (6)障害のある人が地域で生活しやすい社会基盤のづくりへの対応	<p>「障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生活できることを目指すのが理想です。しかし、現実には様々な課題があり、必ずしも障害のある人が暮らしやすい地域とはいえない場面もあります。特に、発達障害やその疑いのある子どもや精神的な疾患を抱えている人が増加傾向にある中、家族や周囲からの理解が得られずに悩んだり、苦しんだりしている人も少なくないと思われます。このため、「誰一人取り残さない地域社会づくり」に対する住民の一層の理解を促すための啓発や生活を支援するための社会資源の充実を図っていく必要があります。」との記載があります。</p> <p>「社会資源の充実を図っていく必要があります。」とのことですが、具体的にどのような社会資源の充実が必要なのでしょうか、回答していただきたい。</p>	本計画64頁のとおり、福祉事業者、NPO、民間企業、当事者団体、町内福祉委員会などの多様な組織などが社会資源としてあげられます。これらが連携・協働できるよう支援することにより社会資源の充実を図ってまいります。	—	D
52	46頁 第2章 2-5 (7)社会課題となっている8050問題や子どもの貧困問題等への対応	<p>「失われた10年、就職氷河期などを背景に増えた未就労者や非正規雇用者、ニートやひきこもりが40歳後半から50歳の年齢を迎へ、年老いた親との同居で地域社会と隔絶する形で介護問題も抱えつつ貧困生活を送る「8050問題」などが社会問題となっています。また、経済格差等を背景に、子どもの貧困やヤングケアラー問題についても社会問題として認識されるところとなっています。こうした問題は、本市内でも見受けられるようになっており、近い将来、大きな地域福祉課題となることが懸念されることから、その対応が求められます。また、そのためには、「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えた小地域福祉活動、属性や世代を問わない相談支援の展開が必要です。」との記載があります。</p> <p>「近い将来、大きな地域福祉課題となることが懸念されることから、その対応が求められます。また、そのためには、「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えた小地域福祉活動、属性や世代を問わない相談支援の展開が必要です。」とのことで、課題解決の根本には、安城市単独でできることには限界があることは思いますが、経済成長が無ければ改善できないのではと思います。「地域福祉活動」や「相談支援の展開」も必要ではあると思いますが、個人や企業が富み、税収の伸びが見込めてこそ、行政としても対策をこうずることができるのであれば、市の見解を回答していただきたい。</p>	ご指摘のとおり、市民の豊かな暮らしを支え、質の高い行政サービスを提供するためには、安定した経済基盤が必要だと考えます。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
53	46頁 第2章 2-5 (8)複合的な支え合いの仕組みづくりと ●助けられ上手の生活文化の醸成	<p>「住民の福祉ニーズが多様化する一方で、自らが地域福祉の担い手となってできることから支援したいという思いを持った人も潜在的に相当数存在していることはアンケート調査の結果からも明らかです。そこで、様々なニーズにきめ細かく対応するとともに、自分が持っている技術や思いを活かして地域福祉の担い手として参画できる機会を増やすために、見守り活動やサロン活動をはじめとする多種多様な支え合いによる複合的な仕組みづくりが求められています。また、福祉は支え手と受け手の共同作業です。このため、身近な要援護者をできる範囲で日常的に見守り、助けていこうという支援者側の積極的な意識・姿勢と同時に、当事者が支援者に上手に働きかけられるようにする(当事者が“助けられ上手”になる)意識・姿勢が大切です。この双方の意識・姿勢を地域社会の生活文化として根付かせつつ、小地域福祉活動を定着化させていくことが必要です。」との記載があります。</p> <p>「できることから支援したいという思いを持った人も潜在的に相当数存在している」とのことですが、このようの思っている人をリアルな福祉の支えてとするためのアイデアが有るのであれば回答していただきたい。</p>	<p>今回のアンケート結果で、自らが地域福祉の担い手となってできることから支援したいという思いを持った人が潜在的に存在することが明らかになりました。</p> <p>基本施策2-2(P83)に記載のとおり、各種講座等を通じて、具体的な活動に繋がる取組が必要と考えております。</p>	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままさせさせていただきます。	C
54	46頁 第2章 2-5 (9)分かりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり	<p>「アンケート調査結果からも分かるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実情です。福祉で困ったときにどうするかという点を分かりやすく伝えるため、身近な地域での相談窓口の周知・徹底と、相談支援の体制づくりの充実が必要です。また、行政だけでなく、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの関係機関・団体の取組について、それらが専門的な内容であってもわかりやすく伝える情報発信の工夫も必要です。」との記載があります。</p> <p>「それらが専門的な内容であってもわかりやすく伝える情報発信の工夫も必要です。」とのことですが、具体的にどのような工夫のアイデアあるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	<p>市社協では情報が見やすく、活動を身近に感じていただけるようモニターリング制度を実施し、各種団体の代表者にご意見をいただいております。このような取組を今後も継続し、情報発信に工夫を凝らし、わかりやすく伝えられるよう努めてまいります。</p>	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままさせさせていただきます。	C
55	47頁 第2章 2-5 (10)地域による安全・安心なまちづくりの推進	<p>「災害時に一人で避難行動を起こすことや避難生活を送ることが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者は、避難状況や時期によって求められる支援が異なるため、きめ細かな対応が必要です。自助としての避難行動要支援者本人と家族による備えは重要ですが、地域の連携による日頃からの安否確認や地域での見守り活動など共助の強化が求められています。また、高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しています。併せて、高齢者や障害のある人など消費者被害のリスクの高い人も増えています。このため、消費者被害の防止や消費生活相談の充実、認知症や障害などの理由により判断に支援が必要な人の権利を守るために成年後見制度の利用促進など、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます。」との記載があります。</p> <p>本市においても減災・防災活動に取り組まれている中で「共助の強化が求められています。」とのことですが、町内会によって取組に大きな開きがあるのではないか、町内会の自治力の差になっているのではないかと危惧しています。地域住民の民意の差であるため、行政としてはやむをえないこととは思いますが、市の見解を回答していただきたい。</p> <p>「成年後見制度の利用促進など、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます」とのことですが、成年後見制度については151頁第6章以下で計画されているようですので、着実な実施を期待しています。</p>	<p>避難行動要支援者の避難支援対応については、ご意見のとおり町内会によって取組に大きな開きがあると思われます。市内全体における共助の強化のため、市として制度の周知に努め、町内会ごとの取組の差の解消を目指してまいります。</p> <p>また、成年後見制度利用促進計画を通じて、成年後見制度の周知、支援事業の実施などに取組んでまいります。</p>	—	D
56	47頁 第2章 2-5 (11)コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動	<p>「コロナ禍にあっても地域住民や事業者等とたゆまぬ努力を積み重ねて、地域福祉を進めてきましたが、その一方で、地域の行事や福祉活動は少なからず停滞傾向であったことも事実です。そこで、コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動の再始動とさらなる充実・発展が求められます。また、住民支え合いマップの作成や自主防災組織活性化事業など、かつてモデル的に実施してきた事業について、それらの意義を評価し、再展開や水平展開していく必要があります。」との記載があります。</p> <p>「コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動の再始動とさらなる充実・発展が求められます。」とのことです、今後、コロナ禍で停滞した活動がコロナ禍以前のように復活するとお考えでしょうか、コロナ禍で個人や市民団体の活動様式が変容したように思われますが、市の見解を回答していただきたい。コロナ禍以前とは異なる取組が必要では思われます。</p>	<p>「コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動の再始動とさらなる充実・発展が求められます。」と記載しているとおり、さらなる充実・発展の一環として「コロナ禍以前とは異なる取組」も視野に入れ、地域福祉関連事業を推進してまいります。</p>	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままさせさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
57	49頁 第3章 基本理念と基本目標 3-1 基本理念	<p>「本市では、平成16(2004)年度に策定した第1次計画以来、基本理念に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を掲げてきました。この基本理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き継ぎ継承します。</p> <p>基本理念 大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪 基本理念に込めたおもい</p> <p>この基本理念には、住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進するおもいが込められています。</p> <p>誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできること(自助)を考え、行動することが重要です。</p> <p>しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、地域福祉の推進には市や市社協だけでなく、住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業など、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。</p> <p>また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市、市社協などがみんなで力を合わせ、公助だけでなく、さまざまな主体による福祉活動の連携が必要です。</p> <p>それに加えて、自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワーメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。」との記載があります。</p> <p>上記の「基本理念」と共に「基本理念に込めたおもい」を安城の福祉の基本として広報していただきたい。</p>	本計画の全体的な周知とともに、広報に努めてまいります。	—	D
58	50頁 第3章目標 3-2 推進テーマ 1「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組を展開	<p>「本市では、前記の基本理念のもと、町内福祉委員会とそれを支援する地区社協を中心に地域福祉を推進してきました。こうした本市の取組は、第1次から第4次計画を通じて、地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割、福祉活動圏域設定の考え方等を整理し、地域における横断的・重層的な関係者のネットワークと、そのネットワークのもとでの包括的な支援体制づくりの確立を目指してきました。国では「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を提唱し、その実現に向けた取組を加速化させるため、平成28(2016)年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。「地域共生社会」とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』を指しています。本市においては、国が「地域共生社会」を提唱する以前から、その実現に向けた先駆的な地域福祉の取組を展開してきたと言えます。」との記載がありました。</p> <p>「本市においては、国が「地域共生社会」を提唱する以前から、その実現に向けた先駆的な地域福祉の取組を展開してきた」とのことですが、これは安城市が誇れる取組の一つであると思いますので、シティープロモーションとして近隣市の住民に広報していただきたい。</p>	本市が先駆的に取り組んできた取組について、今後も一層の充実を図るとともに、広報にも努めてまいります。	—	D
59	50頁 第3章 3-2 2これまでの計画の成果を基にさらなる充実・発展を目指す	<p>「第3次計画では、基本理念を具現化するため、「相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり」を5か年の推進テーマとして掲げ、施策・事業を展開してきました。この推進テーマは次の4点に重点をおいたものでした。(1)住民が主体的に地域で支え合う「共助」の再構築 (2)小地域福祉活動の推進と担い手の発掘・育成 (3)民間組織との連携・協働による課題解決型の地域福祉活動の推進 (4)当事者から支援者への働きかけがしやすい環境づくりの推進この推進テーマに基づき、市内すべての町内会で発足した町内福祉委員会が中核となって「お互いさまの地域づくり」を推進してきました。各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動を展開しており、見守り活動をはじめとする様々な取組が実施されるようになりました。また、地域福祉マッチング交流会＆サロン活動博覧会や生活支援ネットワーク会議などの活動を通じて、地域住民とテーマ型活動組織であるボランティア・NPOや、地域の店舗、医療・介護・福祉の専門機関等とのつながりが生まれるなど、多様な主体の連携による地域福祉活動が展開される地域も徐々に増えています。そして、第4次計画では、第3次計画の成果を踏まえつつ、地域福祉活動のさらなる充実・発展を目指して、「つながる」「つなげる」お互いさまに支え合う地域づくりを新たな推進テーマとして掲げ、コロナ禍にあっても、地域住民や事業者などがともに着実に地域福祉の充実に努めてきました。」との記載があります。</p> <p>「第3次計画では、基本理念を具現化するため、……。第4次計画では、第3次計画の成果を踏まえつつ、……。」とのことですが、基本理念を基に成果を踏まえ、推進テーマを毎次ごとにプラşıアップさせてきた経緯を理解することができます。</p>	新たな計画を策定することに、よりよいものとなるよう、今後もブラッシュアップに努めてまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
60	51 頁 第3章 3-2 3地域共生社会の実現を確かなものにしていくための推進テーマを継承	<p>「団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題や団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題(単身世帯が4割に達し、就職氷河期世代の高齢化に直面)を見据えた「地域共生社会」の実現に向け、この5か年でさらに歩みを進めるため、第4次計画で掲げた以下の推進テーマを継承し、新たに重層的支援体制整備事業を実施することで、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の整備、コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動など、さらなる充実・発展を目指します。“つながる”“つなげる”お互いさまで支え合う地域づくり「つながる」「つなげる」の言葉には、次の意味が込められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆支援を必要とする人が地域とつながる。 ◆地域と事業者・専門機関がつながる。 ◆複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人やその世帯を事業者・専門機関へつなげる。 ◆丸ごとつながる 横断的にサービスをつなげる)。 ◆多様な専門職・専門機関が連携してつながる。 <p>「お互いさまで支え合う地域づくり」の言葉には、次の意味が込められています。</p> <p>◆地域の課題解決に向けて、“我が事”として主体的に関わり、“支え合い”的地域づくりを推進する。」との記載があります。</p> <p>第3次、第4次計画を踏まえ、推進テーマを着実に実施させるためにも、「基本理念」と共に「推進テーマ」を、安城市福祉会館、安城市総合福祉センター、地区福祉センター、市役所社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課等をはじめとして、地域福祉に係る各課の各部屋に掲示する等して、市職員や社協職員に徹底していただきたい。</p>	推進テーマの着実な実施のため、職員等への周知に努めてまいります。	—	D
61	52 頁 第3章 3-2 3地域共生社会の実現を確かなものにしていくための推進テーマを継承 (1)住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり	<p>「町内福祉委員会による地域に根付いた活動を基本に、住民が世代や立場を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域コミュニティの育成を今後も進めていく必要があります。そのためには、すでに第3次、第4次計画でも目標としてきたように、住民だけに限らず、ボランティアや福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体を支援の担い手として捉える視点と、高齢者や障害のある人等の当事者についても従来のように支援の受け手として一方的に捉えるのではなく、支え手として捉える視点も必要です。こうした視点に加え、住民が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けて協働する意識の醸成、また地域福祉活動への参加のきっかけづくりなどを展開しながら、住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承し発展させていく必要があります。」との記載があります。」との記載があります。</p> <p>「住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承し発展させていく必要があります。」とのこと、また、第9次安城市総合計画(案)38 頁しくみ4市民参加と協働「成果指標」には「指標:まちづくりは「自分ごと」としてとらえる人の割合、策定時の値(2023年度)37.0%、目標値(2031年度)55.6%」との記載がありますが、この目標値は必要最低条件ではなしかと思いますが、市の見解を回答していただきたい。</p>	<p>第9次安城市総合計画の成果指標、「まちづくりを「自分ごと」としてとらえる人の割合」については、第9次計画から指標としています。 目標値については、過去の値はありませんが、類似性のあるものを参考に算出しています。平成28年と令和4年に市民協働に関するアンケートにおいて、「市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合」を調査しており、6年間で14ポイント増加していたことから、その結果を参考に、計画期間の8年間で18.6ポイント増加させる目標値を設定しました。</p>	—	D
62	52 頁 第3章 3-2 3 (2)専門機関と地域の連携・協働の強化	<p>「(1)の地域づくりを進めていくため、ケースによって専門機関等につなぐことが必要となります。本市では、生活支援ネットワーク会議などの活動を通じて、専門機関と地域との連携や出会いの場づくりに努めてきました。このような取組の継続・充実や新たな出会いの場づくりを通じて、専門機関と地域との連携・協働の強化を図っていくことが求められます。こうした専門機関をはじめとする多様な機関との連携・協働の関係性を築きながら、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める、誰一人取り残さない“断らない相談”体制を整備していくことが必要です。」との記載があります。</p> <p>「誰一人取り残さない“断らない相談”体制を整備していくことが必要です。」とのことですが、断らない相談体制を整備できれば、最悪に事態だけは避けられるのではないかと思いますので、市職員や社協職員の皆様に徹底していただきたい。</p>	誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制を実施できるよう、本計画を推進・徹底してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままでさせていただきます。	B
63	52 頁 第3章 3-2 3 (3)制度の狭間にあの人たちへの支援	<p>「「老老介護」や「認認介護」、生涯未婚者の増加等に伴う「身寄りのない中高年者」、「ニートやひきこもり」、「8050問題や老後破産」などの問題を抱える世帯、さらには、はっきりした診断名がつかないいわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる人や「子どもの貧困」、「ヤングケアラー」など、公的支援制度の受給要件を満たさない制度の狭間にあの人・世帯、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化してきていると同時に、既に社会的な課題として認識されつつあります。「、このような課題を抱える人たちを早期に発見し、また、こうした地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める体制や専門機関に的確につなげていく仕組みを構築し、寄り添いながら支援(=伴走支援)していく必要があります。」との記載があります。</p> <p>「声掛けなどの見守り活動等により」とのこと、「声かけ活動」等も大変重要であるとは思いますが、より重要なのは、52 頁第3章33-2 3(2)にあるように、住民と直接対峙しているし職員や社協職員の皆様の窓口対応ではないかと思いますが、市の見解を回答していただきたい。</p>	ご意見のとおり、職員や社協職員の窓口対応の質も重要であります。引き続き、職員の対応能力の向上に努めてまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
64	53頁 第3章 3-2 4推進テーマを実現するための行動指針	<p>「前ページで示した(1)～(3)の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を実施し、今後5か年で重視していくべき行動指針は、以下の事項です。</p> <p>市・市社協の行動指針</p> <p>行動指針1 誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制を実施します。</p> <p>行動指針2 「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えて、属性や世代を問わない相談支援を実施します。</p> <p>行動指針3 地域包括支援センターをはじめとした多機関との協働・連携により、官民が一体となった支援体制を構築します。</p> <p>行動指針4 地域に出て、受け止め、一緒に考え、寄り添っていく支援活動(アウトリーチと伴走支援)を実施します。</p> <p>行動指針5 コミュニティソーシャルワーカー(CSWCSW)が地域支援と個別支援を実施し、地域福祉活動の拡充に取り組みます。」との記載があります。</p> <p>市・市社協として、上記の行動指針に基づき、着実に地域福祉計画を実施していただきたい。そのために、朝礼や会議開催前に行動指針を唱和する等と共に職員兼を実施していただきたい。</p>	今後5か年で重視していくべき行動指針に基づき、市・市社協とともに、指針の実施ができるよう努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままさせていただきます。	B
65	60頁 第3章 3-4 重点項目m 重点項目4 移動制約者への支援【新規】	<p>「要支援・要介護高齢者や障害のある人、妊婦などの身体的要因などにより、一人だけでは自力で外出することや公共交通機関などを利用することが困難で、通院や買い物、ごみ出しなどの日常生活の移動に支障を抱える「移動制約者」と呼ばれる人が増えています。本市においても例外ではなく、高齢化の進行に伴う要支援・要介護高齢者の増加などを背景に、移動制約者の問題が顕在化しつつあります。こうした状況にある中、市では、75歳以上の高齢者があんくるバスを無料で乗車できる「あんくるバス無料乗車証」やあんくるバスの停留所から遠い地域を対象にした「あんくるタクシーの運行」など、あんくるバスの利便性の向上に努めてきました。また、高齢者タクシー料金助成や障害のある人を対象とした移動支援など(移動支援事業や行動援護など)のサービスを実施しています。しかしながら、大人に比べて移動に制約のある子どもを対象とした支援制度がないなど、高齢者・障害のある人以外の移動制約者の問題解決には至っていないのが現状です。また一部には、民間事業者による移動スーパーや福祉団体による高齢者の移送支援、社会福祉法人が所有する車両による移送支援、NPO法人によるお出かけ見守り事業などもみられますが、移動制約者の増加に対応しきれていません。誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくようにするためには、自家用車がなくても通院や買い物等のための移動ができるようにしていく必要があります。そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を行い、地域住民や民間事業者等と市・市社協との協働によって、移動制約者が抱えている課題解決を進めています。」との記載があります。</p> <p>「重点項目4移動制約者への支援【新規】移動制約者が抱えている課題解決を進めています。」とのことで、大半の項目が継続であるのに対して、数少ない【新規】項目ですが、一方で新たな財政負担の増加を伴うものもあると思いますので、他市の調査研究は勿論のこと、住民の意見に耳を傾け進めていただきたい。</p>	ご意見を踏まえ、他の自治体における先進事例の調査と併せて、住民の意見を聞きながら地域の実情に合った公民連携型の移動支援について研究してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままさせていただきます。	C
66	60頁 第3章 3-4 重点項目4 (1)あんくるバスなどを活用した移動支援の拡充に努めます	<p>「齢者等の外出支援と社会参加の促進を図るため、あんくるバスの高齢者・障害のある人への無料制度を継続するとともに、他市の実例等を調査研究し、新たな制度の創設や既存制度のサービス向上に努めます。」との記載があります。</p> <p>「他市の実例等を調査研究し、新たな制度の創設や既存制度のサービス向上に努めます」とのことですが、具体的には、安城市役所都市計画課総合交通係で担当し、総合交通会議で審議されて進められるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	新たな制度の創設や既存制度のサービス向上につきましては、本計画の主管課である社会福祉課が主となって検討し、必要に応じて、都市計画課総合交通係をはじめとした関係各所との連携や、安城市総合交通会議での審議等を実施してまいります。	—	D
67	60頁 第3章 3-4 重点項目4 (2)多様な主体による移動支援サービスの仕組みづくりを支援します	<p>「買い物代行や通院の付き添い、ごみ出しなどの小さな困りごとに対して、住民の協働や民間事業者等との連携などを活用し、有償ボランティアなどの多様な主体による移動支援サービスが実施されるよう、活動の立ち上げや継続的な運営の仕組みづくりについての支援を検討します。また、その移動支援サービスを実現するために必要となる支援制度について検討を進めるとともに、既存サービスの利用促進に努めます。」との記載があります。</p> <p>「多様な主体による移動支援サービスが実施されるよう、活動の立ち上げや継続的な運営の仕組みづくりについての支援を検討します。」とのことですですが、移動支援は国の意向や法規制等の制約があって難しい面があるとは思いますが、現行制度の枠内であっても知恵を絞ることで、実施できることはあるのではないかと思います。このため、スピード感をもって進めていただきたいですが、市の見解を回答していただきたい。</p>	新たな制度の創出と並行して、国の意向や法規制等の動向を見極め、他の自治体における先進事例の調査を行って現行制度で実施できる移動支援サービスについても速やかに研究を進めてまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
68	151頁 第6章 成人後見制度利用促進計画 6-1 計画の位置づけと期間 (1)計画の法的な位置づけ	「この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に規定される「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するために策定するものです。」との記載があります。 第9次安城市総合計画(案)には、成年後見制度に関しての記載はなかったのではないかと思いますが、記載の有無を回答していただきたい。	8050問題や親亡き後を見据えた障害のある人の自立支援についての記載が対応しています。また、成年後見制度利用促進計画については、第5次地域福祉計画と一体的に策定しているため、第5次地域福祉計画への記載があります。	—	D
69	151頁 第6章 6-1 (2)安城市における経緯と計画の期間	「令和3(2021)年度以降、本計画は、高齢者分野の計画である「第8次安城市高齢者福祉計画・第8期安城市介護保険事業計画(あんジョイプラン9)」と、障害者分野の計画である「第6期安城市障害福祉計画」に記載されていましたが、地域共生社会の実現に向けて関係機関のネットワーク構築を推進する観点から、地域福祉計画と一体的に策定することとしました。このため、本計画の期間も、地域福祉計画にあわせて、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。」との記載があります。 「地域共生社会の実現に向けて関係機関のネットワーク構築を推進する観点から…」のことですが、あんジョイプラン10は、高齢者を対象として計画であるのに対して、地域福祉計画は、高齢者以外を含む福祉計画であるため、関係機関とのネットワークを構築しやすいということでしょうか、回答していただきたい。	地域福祉計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。 また、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく総合的な計画として位置づけられておりますので、地域福祉計画が高齢者以外を含む福祉計画であるとは言えず、むしろ地域福祉計画の中にも高齢者に関する施策を含んでおりますので、地域共生社会の実現に向けて関係機関のネットワーク構築を推進するということでございます。	—	D
70	152 頁 第6章 6-2 成人後見制度を取り巻く現状と課題 (1)成年後見制度について (2)本市の現状と課題	「成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的とした制度です。」との記載があります。また「本市では、親族がいないなどの事情で申立てが難しい場合に市長が代わりに申し立てを行う「市長申立」のほか、申立てにかかる費用や成年後見人等に対する報酬費用に係る助成事業として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。また、市社協では、平成23(2011)年度から「成年後見支援事業」を実施し、低所得者で適切な後見人等が見つからない人を対象に法人として後見人等を受任するとともに、後見制度全般にわたる制度の普及啓発や相談を行ってきました。令和4(2022)年度からは、本市から安城市後見支援センターの運営を受託し、中核機関として成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。市社協の法人後見受任件数は、令和元(2019)年度は延べ10件、令和4(2022)年度は延べ15件と増加傾向にあります。令和5(2023)年4月1日現在、本市における高齢者数は41,055人、高齢化率は21.8%で、令和3(2021)年(高齢者数40,461人、高齢化率21.3%)と比較すると、高齢者数は1.5%増加し、高齢化率も0.5ポイント上昇しています。また、令和5(2023)年4月1日現在、本市における療育手帳所持者数は1,596人で、令和3(2021)年4月1日の1,437人から約11.1%増加しており、人口に占める割合も増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数も、令和5(2023)年4月1日現在、1,778人で、令和3(2021)年4月1日の1,524人から約16.7%増加し、人口に占める割合も増加傾向にあります。 このため、増加が見込まれる相談に対応することができる相談支援体制を整備するとともに、早期に支援につながるように専門職団体と地域連携ネットワークを構築することが必要です。」との記載があります。 「令和4(2022)年度からは、本市から安城市後見支援センターの運営を受託」とことで、これは住民にとっては大変ありがちですが、この情報を見逃していました。受託が始まったばかりのため、住民に認知されていないもやむを得ないことがあります、住民への周知に努めていただきたい。	パンフレットを作成して府内に配架、令和4年8月には、安城市と安城市社会福祉協議会広報紙に掲載しました。今後も、成年後見制度を必要な方が適切に制度を利用できるよう、周知を行ってまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
71	154 頁 第6章 6-3施策の推進 (1)成年後見制度の広報・啓発	<p>「①パンフレット等の作成及び配布 作成したパンフレットを、公共施設や福祉関係機関等に配架するとともに、講演会等の機会を活用して配布します。</p> <p>②広報紙等による周知 成年後見制度に関する内容を、市や市社協の広報紙や、公式ウェブサイトに掲載するとともに、随時、情報を更新します。</p> <p>③福祉関係者及び福祉関係機関に対する制度の周知 成年後見制度の利用を必要とする人に関わる家族や地域とつながりのある民生委員、町内福祉委員会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所等に対し、継続的に制度の周知を行います。</p> <p>④講演会の開催 成年後見制度について、分かりやすい内容の講演会を開催します。」との記載があります。</p> <p>「令和4(2022)年度からは、本市から安城市後見支援センターの運営を受託」とことで、これは住民にとっては大変ありがちですが、この情報を見逃していました。受託が始まったばかりのため、住民に認知されていないもやむを得ないことがあります、住民への周知に努めていただきたい。</p>	パンフレットを作成して府内に配架、令和4年8月には、安城市と安城市社会福祉協議会広報紙に掲載しました。今後も、成年後見制度を必要な方が適切に制度を利用できるよう、周知を行ってまいります。	—	D
72	154頁 第6章 6-3 (2)成年後見制度を利用しやすい環境の整備	<p>「①市長申立の実施 親族等が申立てを行うことが困難な場合などにより、本人の権利擁護が必要な場合など、市長申立を実施します。</p> <p>②成年後見制度利用支援事業の実施 経済的な理由で成年後見制度の利用をあきらめることがないよう、申立にかかる費用や成年後見人等に対する報酬に係る助成を行います。</p> <p>③中核機関の支援体制の充実 市社協は、市からの受託事業として安城市後見支援センターを中核機関として運営しています。申立方法や各種手続きの方法を説明するほか、成年後見制度の利用に関する相談や助言等を行う中核機関の支援体制を充実させます。</p> <p>④成年後見支援事業に対する支援 市社協は、低所得者で適切な後見人等が見つからない人などが、必要な時に成年後見制度を利用できるように、市社協が法人として後見人等を受任する成年後見支援事業を実施しています。本市は、この事業に対して継続的に支援を行います。」との記載があります。</p> <p>「本市は、この事業に対して継続的に支援を行います。本市は、この事業に対して継続的に支援を行います。」のことですが、これまでに直接、成年後見制度に関わったことがないため、体験者としてではないですが、よく考えられた制度であると思いますので、継続していっていただきたい。</p>	成年後見制度を必要な方が適切に制度を利用できるよう引き続き事業を実施していきます。	—	D
73	154 頁 第6章 6-3 (3)地域連携ネットワークの整備	<p>「①専門職団体及び家庭裁判所との連携 専門的知見が必要な場合に専門職による助言や支援が受けられるよう、司法、医療、福祉等の専門職団体との連携を進めます。また、適切な後見人等が選任されるように家庭裁判所との情報交換を密に行います。</p> <p>②ネットワークの仕組みづくり 福祉事務所や地域包括支援センターなどの相談支援機関が成年後見制度の利用を必要とする人を早期に発見するとともに、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2(2020)年10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ)」を参考に、本人の意思決定を尊重し、その人の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、関係者がチームとして協力し合って支援できる仕組みを構築します。また、日頃から相談支援を行う機関と、より専門的な相談支援機関として位置づけられる中核機関の機能の整理を行い、成年後見制度が円滑に運用できる仕組みを構築します。</p> <p>③重層的支援体制整備事業との連携成年後見制度の適切な利用を図るために、福祉事務所や中核機関が必要に応じて重層的支援会議等に参加します。」との記載があります。</p> <p>「適切な後見人等が選任されるように家庭裁判所との情報交換を密に行います」とのことですが、成年後見制度の継続は、「適切な後見人等が選任」が要であると思いますので、この点をどのように端緒していくか、を念頭に制度の運用と改善を図っていっていただきたい。</p>	貴重なご意見として承ります。今後も、制度の運用と改善を図っていくように努めてまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
74	157頁 第7章 再犯防止推進計画 7-1 計画の位置づけと期間	<p>「平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法により、国が「再犯防止推進計画」を定める義務を負うほか、都道府県及び市区町村においても、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めています。そこで、本市においても、「第5次安城市地域福祉計画」と一体的に「安城市再犯防止推進計画」を定めたうえで、再犯の防止に関する取組を推進することにより、犯罪をした人等の社会復帰等を促し、安心安全な地域社会の実現を目指します。なお、本計画の期間は地域福祉計画にあわせて令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。」との記載があります。</p> <p>安城市再犯防止推進計画を単独の計画としてではなく、第5次安城市福祉計画(案)に含めて作成された狙いを回答していただきたい。</p> <p>第9次安城市総合計画(案)には、安城市再犯防止推進計画(案)に関しての記載はなかったのではないかと思いますが、記載の有無を回答していただきたい。</p>	<p>近年、再犯を予防するためには、刑務所出所者等に対する福祉の支援が必要であると言われています。そこで想定されている福祉の支援とは、多くが地域福祉計画と共通する部分も多いため、独立した計画とはしませんでした。</p> <p>なお、安城市再犯防止推進計画は第5次安城市地域福祉計画に含まれているため、第9次安城市総合計画に記載はされていません。</p>	—	D
75	157 頁 第7章 7-2 再犯防止を取り巻く現状と課題	<p>「愛知県の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成15(2003)年の225 706件をピークに減少を続けており、令和2(2020)年には、39 897人でピーク時の2割まで減少してきています。また、刑法犯検挙件数も平成15(2003)年の48 696件から令和2(2020)年には15 667件と大幅な減少傾向が続いている。その一方で、再犯者数については、減少傾向ではありますが、初犯者の減少幅に比べると小さいため、近年の再犯者の刑法犯検挙者に占める割合は、約5割で高止まりしています。</p> <p>そのため、再犯をいかに防止するかが安心安全な地域社会を実現する上で重要な課題となっています。」との記載があります。</p> <p>「再犯をいかに防止するかが安心安全な地域社会を実現する上で重要な課題となっています。」とのことです が、157 頁77-3 施策の推進が取組内容を思われますが、最も効果的な取組はなんでしょうか、回答していただきたい。</p>	<p>市として考える最も効果的な取組は「⑤ 必要な福祉サービス利用への支援」です。刑務所出所者等の中には、生活困窮や障害などの福祉の支援を必要とする人が明らかとなってきています。そのような方々に福祉の支援を届けることによって、最も効果的に再犯を防止することが可能になると考えています。</p>	—	D
76	157頁 第7章 7-3 施策の推移 施策方針	<p>「① 広報・啓発活動の実施 更生保護団体や民間協力者と協力し、犯罪のない安全・安心な地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施します。</p> <p>② 更生保護団体との協力・支援 市内の更生保護団体に対し、情報共有や財政支援等を行うことにより、地域の再犯防止活動を推進します。</p> <p>③ 就労・住居の確保等に対する支援 犯罪をした人等を含め、様々な理由で就労が困難な方の就労及び住居の確保を支援し、社会的な自立を促進します。</p> <p>④ 非行防止に関する活動への支援 地域社会からの孤立の防止を図ることで、非行を未然に防ぎ、子どもの健全育成を推進します。</p> <p>⑤ 必要な福祉サービス利用への支援 関係機関の連携等により、犯罪をした人が社会で孤立することを防ぎ、社会への復帰に向け、必要な支援を提供します。」との記載があります。</p> <p>上記の記載内容は、従来から実施されていた施策でしょうか、今回はじめて計画された施策でしょうか、回答していただきたい。</p>	<p>①から④については、従来から実施しているもので、⑤については、新規の施策でございます。いずれも再犯防止推進には重要になる施策でございます。</p>	—	D
77	157頁 第7章 7-3 (1)広報・啓発活動の実施(社会を明るくする運動)	<p>①「社会を明るくする運動」安城市推進委員会の開催 安城市長を推進委員長として、推進委員会を組織し、再犯防止に向けての取組目標を共有します。</p> <p>② 街頭啓発活動の実施 7月1日に市内8中学校区それぞれで、スーパーマーケット等を会場にして啓発物品を配布する街頭啓発活動を行います。</p> <p>③ ミニ集会(地域関係者との意見交換会)の実施 市内8中学校区それぞれで、町内会長等の地域関係者を集めて意見交換会を行います。</p> <p>④ 標語・作文の募集 更生保護や再犯防止について考えてもらいうきつかけとして、自分の身近な出来事等を題材にした標語・作文を募集し、優秀な作品を表彰します。」との記載があります。</p> <p>上記の記載内容は、従来から実施されていた施策でしょうか、今回はじめて計画された施策でしょうか、回答していただきたい。</p>	<p>全て従来から実施している施策ですが、いずれも再犯防止推進には重要になる施策でございます。</p>	—	D

【資料②】

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
78	157頁 第7章 7-3 (2)更生保護団体との協力・支援	<p>「①市公式ウェブサイトでの更生保護団体の周知 市公式ウェブサイトにおいて、更生保護団体の活動を広く周知し、活動の理解者及び担い手を増やします。 ②活動に対する補助 更生保護団体の活動に対して補助金を支給することで、関係者の活動を支援します。 ③福祉情報の提供 安城市で利用できる福祉サービスの情報を更生保護団体へ提供することで、犯罪をした人等に対して適切な助言ができるように支援します。 ④更生保護サポートセンターの運営支援 市役所庁舎の一画を保護司会に貸し出すことで、更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報交換等の拠点として利用できるように支援します。」との記載があります。</p> <p>上記の記載内容は、従来から実施されていた施策でしょうか、今回はじめて計画された施策でしょうか、回答していただきたい。</p>	①及び③は新規施策、②及び④は従来から実施しているものです。いずれも再犯防止推進には重要な施策でございます。	—	D
79	157頁 第7章 7-3 (3)就労・住居の確保等に対する支援	<p>「①自立相談支援事業 経済的に自立が困難な人からの相談を受けたうえで、自立に向けたプランを作成し、就労等の生活に関する支援を行います。 ②就労準備支援事業 社会との関わりに不安を抱えている、生活リズムが崩れている、就労経験がないまたは短い等、直ちに就労することが困難な人に対し、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 ③若年無業者就労支援事業 一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。 ④雇用促進 刑務所出所者等の自立及び社会復帰に協力する工事入札参加事業者に対し、条件付一般競争入札(総合評価方式)において協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績を加点評価することにより、雇用促進に努めます。 ⑤住居確保給付金の支給 離職や収入の減少のため経済的に困窮し、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金」として家賃を支給し、安定した住居の確保と就労への支援を行います。」との記載があります。</p> <p>上記の記載内容は、従来から実施されていた施策でしょうか、今回はじめて計画された施策でしょうか、回答していただきたい。</p>	全て従来から実施している施策ですが、いずれも再犯防止推進には重要な施策でございます。	—	D
80	157頁 第7章 7-3 (4)非行防止に関する活動への支援	<p>「①学習支援事業(サタデースクール)の実施 生活困窮世帯の中高生に対し、原則毎週土曜日に、市内施設にて学習支援(サタデースクール)を実施します。 ②適応指導教室(ふれあい学級)の実施 学校に行けない状態又はその傾向がある子どもの社会的自立や学校復帰等を目的として、平日に市内施設にて「ふれあい学級」を実施します。 ③薬物乱用防止教室等の実施 学校教育の中で、喫煙、飲酒、薬物乱用が心身に及ぼす影響を学習する機会を設けます。」との記載があります。</p> <p>上記の記載内容は、従来から実施されていた施策でしょうか、今回はじめて計画された施策でしょうか、回答していただきたい。</p>	全て従来から実施している施策ですが、いずれも再犯防止推進には重要な施策でございます。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
81	157頁 第7章 7-3 (5)必要な福祉サービス利用への支援	<p>「① 包括的相談支援事業 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めることで、複雑化・複合化した課題に対しても適切な支援につなげられるようになります。 ② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけることで、既存の制度では支援が届かなかつた人へ支援を届けます。 ③ 生活福祉資金貸付事業等 生活の立て直しのために必要な生活費及び一時的な資金の貸付等を行います。 ④ 自立相談支援事業(再掲) 経済的に自立が困難な人からの相談に対し、自立に向けたプランを作成し、就労などの生活に関する支援を行います。 ⑤ 関係機関との連携強化 検察庁、弁護士会、名古屋保護観察所といった刑事司法機関との連携を強め、犯罪をした人等が地域で再出発できる受入れ態勢を整えます。 ⑥ 多言語による生活情報の提供や相談体制の確保 各種手当や制度など、健康福祉を含めた生活に必要な情報を多言語で提供します。また、電話通訳やテレビ電話通訳の活用により、外国人市民からの相談などに円滑に対応します。」との記載があります。</p> <p>上記の記載内容は、従来から実施されていた施策でしょうか、今回はじめて計画された施策でしょうか、回答していただきたい。</p>	①、②、⑤及び⑥は新規施策、③及び④は従来から実施しているものです。いずれも再犯防止推進には重要になる施策でございます。	—	D
82	161頁 第8章 計画の推進に向けて 8-1 計画の周知	<p>「基本理念と推進テーマの実現に向けて、住民はもとよりボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど、すべての人々が本計画を知ることが必要です。 そこで、市及び市社協広報紙、公式ウェブサイトなどでの広報と町内福祉委員会全体研修会をはじめとした講演会、福祉関係団体等の交流などを通じて本計画の周知に努めます。」との記載があります。</p> <p>社会福祉に関する計画は、第9次安城市総合計画(案)を最上位計画として、第5次安城市地域福祉計画(案)をはじめ、7頁の地域福祉計画の位置づけに記載のある通り多くの関連計画がありますが、それぞれの計画がカバーする範囲を理解するのが困難です。このため7頁に示された計画だけでもよいので、その関連を周知することから広報していただきたい。</p>	本計画の全体的な周知とともに、広報に努めてまいります。	—	D
83	161頁 第8章 8-2 計画の推進体制と進行管理 1. 市、市社協、地区社協の推進体制と進行管理	<p>「本計画は、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など多様な分野が関係するため、分野間における施策や事業の調整が必要です。そこで、市及び市社協、地区社協が担う施策や事業を計画的に推進するため、市関係部署及び市社協等で構成する「健康とやすらぎ推進本部」で進行管理をしていきます。」との記載があります。</p> <p>「健康とやすらぎ推進本部」で進行管理をしていきます。」とのことですが、本計画の年度毎の実施計画と実績はどこを参照すれば知ることができるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	健康とやすらぎ推進本部は、分野間における施策や事業の調整及び進行管理のために協議を行う場であるため、当該本部自体の計画等は作成しておりません。	—	D
84	161頁 第8章 8-2 2. 町内福祉活動計画の進行管理	<p>「地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会が担う取組は、町内福祉委員会が町内福祉活動計画により推進、進行管理をしていきます。また、地区社協が各町内の状況を把握し支援を行います。」との記載があります。</p> <p>所属の町内福祉活動計画は所属の町内福祉委員会で入手可能と思いますが、他の町内福祉活動計画はどういうにすれば知ることができるのでしょうか、回答していただきたい。</p>	各福祉委員会の主な町内福祉活動計画の方針は、地域福祉計画第5章に記載しています。 町内福祉委員会の計画の詳細については、各町内福祉委員会に確認をお願いします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままでさせていただきます。	C
85	161頁 第8章 8-2 3. ボランティア、福祉事業者等の地域福祉活動の支援	<p>「民間の知識や技術などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが行う地域福祉活動を支援するとともに、各団体や町内福祉委員会等が相互に連携し、お互いに有益な関係を構築できる場を設け、計画を推進します。」との記載があります。</p> <p>「お互いに有益な関係を構築できる場を設け、計画を推進します。」とのことですが、具体的にはどのような場が設けられているのでしょうか、回答していただきたい。</p>	福祉施設ボランティア担当者会議、中間支援組織担当者会、ボランティアマッチングイベント、また福祉学習を通した町内福祉委員会とのつながりなどの場がございます。	—	D
86	170頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-1 1-1-(1) 地域福祉活動への参加の啓発	<p>「④町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進 活動指標:町内会加入率 実績(2022年度)71.7% 目標(2028年度)75%」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。</p>	町内会加入率につきましては、第4次計画でも指標としており、目標値は75%としています。2022年度の実績は71.7%で、現状は第4次計画の目標を下回っていますが、町内会加入率の向上は重要と考え、第5次計画においても引き続き指標とともに、目標値も75%を目指すこととしています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
87	171頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-2 1-2-(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進	「②多機関が連携したケース検討会議の開催等によ28社会資源のネットワーク化 活動指標:多様な組織による連携会議の開催件数 実績(2022年度)8回 目標(2028年度)10回」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	社会資源の創出やネットワーク化を図る目的として、今後も生活支援ネットワーク会議を継続的に開催するため、令和4年度実績を参考とし、毎月1回程度とした目標値としています。	—	D
88	171頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-2 1-2-(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進	「④団体同士がつながる交流会(市民活動交流会)の開催 活動指標:交流会開催回数 実績(2022年度)1回 目標(2028年度)1回」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	交流会の開催は、指定管理業務として計画している回数を目標値として設定しています。	—	D
89	171頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-2 1-3-(1) 防災の啓発と自主防災体制の充実	「②中学生防災隊活動推進事業 活動指標:— 実績(2022年度)— 目標(2028年度)—」との記載がありますが、活動指標が「—」となっている理由を回答していただきたい。	全中学校にて実施している事業となり、数値化しておりませんでしたが、今後は現状を踏まえ、活動指標、実績及び目標を記載させていただきます。	計画への反映を行います。 【活動指標】中学生防災隊防災教室の実施 【実績:2022】8中学校 【目標:2028】8中学校	A
90	172頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-3 1-3-(3) 災害時のボランティア支援体制の充実	「①災害ボランティアセンターの周知や災害ボランティアコーディネーターの養成 活動指標:災害ボランティアコーディネーター登録者数 実績(2022年度)127人 目標(2028年度)220人」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	災害ボランティアコーディネーター登録は災害ボランティアコーディネーター養成講座を受講修了した方が条件となります。新規登録者数は20人/年を目標値としています。	—	D
91	172頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-3 1-3-(5) 地域ぐるみの防犯・消費者トラブル対策	「③犯罪抑止モデル地区指定事業 活動指標:犯罪抑止モデル地区指定地区数(累計) 実績(2022年度)18地区 目標(2028年度)24地区」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	本計画では1年度で1地区を犯罪抑止モデル地区として指定することを目標としています。	—	D
92	172頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-3 1-3-(5) 地域ぐるみの防犯・消費者トラブル対策	「⑤子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備 活動指標:スクールガード登録者数 実績(2022年度)1,341人 目標(2028年度)1,800人」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	スクールガードの活動は学校及び通学路等における児童の安全確保をよりよいものにするために行います。今後、登録者数を増やす必要があり、2022年度では児童8人に対し1人程度だったスクールガードを、2028年度では児童6人に対して1人程度まで増加するよう目標を設定しています。	—	D
93	172頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-3 1-3-(6) 交通安全の啓発	「①交通安全教育推進事業 活動指標:交通安全教室開催回数 実績(2022年度)77回 目標(2028年度)80回」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	過去5年間の実績の平均値より求めています。なお、コロナ禍期間(令和2、3年度)を除いた目標値として、2028年度目標値は、85回に変更します。 ・修正前:80回 ・修正後:85回	計画への反映を行います。	A
94	173頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標1 基本施策1-4 1-4-(1) 社会参加の促進と生きがいづくり	「⑫困難を抱える若者支援事業【新規】 活動指標:— 実績(2022年度)— 目標(2028年度)—」との記載がありますが、活動指標と目標値が一である理由を回答していただきたい。	ひきこもり等をはじめ本事業の対象者数は把握できるものでなく、支援内容も千差万別であり、実績や目標に設定できるものが無いため記載をしておりません。	—	D
95	174頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標2 基本施策2-1 2-1-(3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発	「①福祉まつり事業 活動指標:福祉まつり参加者数 実績(2022年度)3,900人 目標(2028年度)6,400人」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	第33~40回(37・38回中止、39回制限あり)の開催6回の平均値6,450人から目標値の設定を約6,400人としています。	—	D
96	174頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標2 基本施策2-2 2-2-(1) 地域福祉活動の参加機会の提供	「④ボランティア登録の促進 活動指標:ボランティアセンターの登録数 実績(2022年度)団体204団体 個人274人 目標(2028年度)団体210団体 個人310人」との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	コロナ前の令和元年度に近い登録人数を目標値したいですが、物価高の影響等で、動向かざるを得ず、ボランティアに時間を割けない、ボランティアに時間をあてられない人がいることを考え、微増の目標値としています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
97	174頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標2 基本施策2-2 2-2-(1) 地域福祉活動の参加機会の提供	「⑦市民活動活性化事業(情報受発信) 活動指標:— 実績(2022年度)ー目標(2028年度)ー」との記載がありますが、活動指標と目標値がーである理由を回答していただきたい。	市民活動に関する情報の受発信につきましては、都度SNS等で行っているため、指標を設定することが困難と考えます。	—	D
98	175 頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標2 基本施策2-2 2-2-(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援	「④市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用 活動指標:— 実績(2022年度)ー目標(2028年度)ー」との記載がありますが、活動指標と目標値がーである理由を回答していただきたい。	市民活動補助制度につきましては、財政的な支援がなくても活動できることが望ましいため、補助金交付件数が多ければ良いというものではないこと、また、予算が確定しなければ補助金の交付はできないことから、「ー」と記載しました。 しかし、同様の他の補助事業と表記が異なるため、修正します。	計画案の修正をします。 修正前 活動指標・実績・目標「ー」 修正後 活動指標「市民活動補助金交付」 実績「8事業」 目標「実施継続」	A
99	175頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標2 基本施策2-2 2-2-(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援	「⑤市民活動活性化事業(人材・団体育成事業) 活動指標:スキルアップ講座開催数 実績(2022年度)5講座 目標(2028年度)」5講座 との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	講座の開催は、指定管理業務として計画している回数を目標値として設定しています。	—	D
100	176 頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標2 基本施策2-2 2-2-(4) 町内福祉活動等に対する助成	③町内公民館建設費等補助事業 実施 活動指標:補助実行 実績(2022年度)実施 目標(2028年度)実施継続 との記載がありますが、実績が実施とは意味不明です。何件実施他のでしょうか。目標値も何件実施の見込みなのでしょうか、回答していただきたい。	2022年度の実績は40件となります。 なお、目標値につきましては、町内公民館建設費等補助事業は、施設の建設や老朽化に対する改修・修繕等で生じる費用の一部を補助するものとなります。 そのため、老朽化に対する改修・修繕等は件数が多くれば良いというものではないことから、目標値は定めず、実施継続との記載にしています。	—	D
101	176 7 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-1 3-1-(1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信	「③福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供 活動指標:— 実績(2022年度)ー目標(2028年度)ー」との記載がありますが、活動指標と目標値がーである理由を回答していただきたい。	県等の障害福祉をまとめた「福祉ガイドブック」については、障害者手帳交付対象者全員へ配布を行っているため、目標値の設定は行っておりません。	—	D
102	178 頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-2 3-2-(1) 住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築	「①重層的支援体制整備事業の実施【新規】 活動指標:— 実績(2022年度)ー目標(2028年度)ー」との記載がありますが、活動指標と目標値がーである理由を回答していただきたい。	重層的支援体制整備事業は来年度以降にはじまる新たな事業であるため、目標値を設定しておりません。	—	D
103	178頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-2 3-2-(1) 住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築	「②市社協の相談等支援体制の整備・充実 活動指標:— 実績(2022年度)ー目標(2028年度)ー」との記載がありますが、活動指標と目標値がーである理由を回答していただきたい。	相談の内容や複雑さにより、支援の方法や期間は異なります。数値の増減を目標とすることは適さないため、目標値を設定していません。 目標値を設定していませんが、適正な体制の構築に努めています。	—	D
104	178 頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-1 3-2-(2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進	「③地域包括ケア体制の推進 活動指標:— 実績(2022年度)ー目標(2028年度)ー」との記載がありますが、活動指標と目標値がーである理由を回答していただきたい。	成果を明確に表す定量的な指標が無いため、目標値を設定していません。	—	D
105	179 頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-1 3-3-(1) 各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開	「①高齢者に対する福祉サービスの充実 活動指標:— 実績(2022年度)ー目標(2028年度)ー」との記載がありますが、活動指標と目標値がーである理由を回答していただきたい。	成果を明確に表す定量的な指標が無いため、目標値を設定していません。	—	D

【資料②】

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
106	179頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-1 3-3-(1) 各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開	「⑥分野横断的な福祉サービスの展開 活動指標:— 実績(2022年度)—目標(2028年度)—」との記載がありますが、活動指標と目標値が一である理由を回答していただきたい。	高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等対象者やその世帯の状況に応じて複数の分野の福祉サービスの展開を目指していますので、数値で表すことは適切でないと考えます。	—	D
107	180 頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-1 3-4-(2) 権利擁護事業の充実	「②成年後見制度の周知と利用支援 活動指標:— 実績(2022年度)—目標(2028年度)—」との記載がありますが、活動指標と目標値が一である理由を回答していただきたい。	市長申立や報酬助成、法人後見受任の実施は、純粋な数値の増減を目標とするものではなく、制度の利用を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、周知や利用支援を行っていくものであるため、目標値を設定しておりません。	—	D
108	180頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-1 3-4-(4) 安否確認と緊急時の対応の充実	①高齢者孤立防止事業の推進 活動指標・緊急通報システム利用者数 実績(2022年度)430人 目標(2028年度)1450人 との記載がありますが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	対象高齢者の増加傾向を踏まえ、算定しました。	—	D
109	181 頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-1 3-6-(1) 保健、医療、福祉の各専門機関の連携	「①高齢者に対する総合的な支援体制の確立 活動指標:— 実績(2022年度)—目標(2028年度)—」との記載がありますが、活動指標と目標値が一である理由を回答していただきたい。	成果を明確に表す定量的な指標が無いため、目標値を設定しておりません。	—	D
110	181頁 資料編 6活動指標一覧 基本目標3 基本施策3-1 3-6-(1) 保健、医療、福祉の各専門機関の連携	「②早期療育に向けた支援体制の確立 活動指標:— 実績(2022年度)—目標(2028年度)—」との記載がありますが、活動指標と目標値が一である理由を回答していただきたい。	関係機関との役割分担の明確化や協働の推進によって、子どものライフステージに応じた適切な支援体制の構築を目指していますので、数値で表すことは適切でないと考えます。	—	D
111	P74 1-3-(2) 住まいの防災 ③整備補助事業	2024年1月1日は北陸・日本海側一帯の地震・津波から始まった。 ・シェルター整備工事上限30万円、防災ベッド上限15万円を諸物からみて50万、30万と引上げる事 ・今後この制度がある事を大々的に宣伝し、市民の命を守る行政をして欲しい。	耐震改修は費用負担が大きいため、実施できない高齢者や身体に障害ある人が暮らす家庭に利用していただけるよう、耐震シェルターや防災ベッドに関する補助制度については、引き続き、積極的な周知を図ります。 補助金額については、対象製品の整備費や動向を引き続き研究してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままさせさせていただきます。	C